

7月1日現在の
会員数 330

猪名川町商工会

第134号:2012/07/17
発行責任者 安井 一弘

日本政策金融公庫
融資利率
普通貸付 2.7%~3.8%
(第三者保証人不要分)
マル経貸付 1.75%
(H24.7.1現在)

B-net July

IT情報誌

平成24年中小企業実態基本調査 調査期間：7月中旬～8月31日

中小企業実態基本調査は、中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、平成16年度より毎年行われている一般統計調査です。

中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的として実施されています。

■対象企業の選定について

総務省が実施した経済センサス-基礎調査の結果をもとに全国の中小企業の中から約11万社を選出しています。選出にあたっては、各業種別、規模別の中小企業の実態を把握できるように、各地域、各業種、規模別に一定数の企業が選定されています。

■調査する内容

- (1) 企業の概要
- (2) 海外展開について
- (3) 平成23年度決算（個人企業は平成23年分）
- (4) 研究開発について
- (5) 仕入先・販売先
- (6) 工事の受注について
- (7) 受託の状況
- (8) 委託の状況
- (9) 中小企業の会計に関する基本要領について

調査書類が送付され、調査対象となられた会員事業所につきましては、ご協力をお願いします。

経営事項審査の審査基準の改正

公共工事を受注しようとする建設業者の経営を事前に評価する経営事項審査制度の審査基準について、建設業における社会保険未加入問題対策の観点、外国子会社の経営実績の評価の観点から、7月1日付けで改正等が行われています。

改正の主な内容

(1) 社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

1. 項目区分の見直し

社会保険の加入状況については雇用保険と健康保険と厚生年金保険に分け3項目で審査

2. 減点幅の拡大

未加入の場合、3つの保険制度合計で▲60点〈雇用保険(▲30点)健康保険及び厚生年金保険(▲30点)〉となっていたものを2倍の▲120点〈雇用保険(▲40点)健康保険(▲40点)厚生年金保険(▲40点)〉に拡大

(2) 外国子会社の完成工事高等の実績の反映。

改正育児・介護休業法が全面施行

7月1日から従業員数100人以下の事業所に対しても改正法が適用となり、以下の3制度を導入することが事業主の義務となっています。

①短時間勤務制度

短時間勤務（1日6時間）ができる制度です。

②所定外労働の制限

残業が免除される制度です。

③介護休暇

介護の必要がある日について仕事を休める制度です

7月から生食用牛レバーの販売・提供禁止

飲食店営業者の皆様へ <新しい基準を確認下さい>

- (1) 牛のレバーを原料として調理する場合は、レバーの中心部まで十分に加熱しなければなりません。
(中心部の温度が63℃30分以上、または75℃1分以上など)
- (2) 牛のレバーは、加熱用として提供しなければなりません
『生食用』『刺身』として牛のレバーの提供不可
- (3) 来店客が自ら調理するため、加熱していない牛のレバーを提供する際には、中心部まで十分な加熱が必要である旨の案内をしなければなりません

会員情報PRサービスの実施について

あなたの事業所を会員みなさんに無料でPRしてみませんか！

商工会報等を発送する際に、会員事業所のチラシ等を一緒に同封します。

会員同士をよく知ってもらう良い機会となりますので、是非ともご利用下さい。詳細は事務局まで